

## オアシス向陽デイサービスセンター 介護予防通所サービス 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、介護予防通所サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたい重要事項を説明するものです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 ジェイエイ兵庫六甲福祉会
主たる事務所の所在地	兵庫県伊丹市中央4丁目5番6号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 田中 智巳
設立年月日	平成13年8月
電話番号	072-771-1500
ファクシミリ番号	072-771-3200
ホームページアドレス	oasis.kouyou.d@ja-oasis.or.jp

### 2. 事業所概要

事業所の名称	オアシス向陽 デイサービスセンター
指定事業所番号	2870803380
所在地	兵庫県神戸市垂水区向陽3丁目1-27
電話番号	078-704-3860
ファクシミリ番号	078-704-3862
開設年月日	平成26年10月
営業日	月曜日～金曜日（土日、12月31日～1月3日は休み）
営業時間	午前8時00分～午後5時00分
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時00分

#### 【設備概要】

建物の構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨
延べ床面積	386㎡
利用定員	18人
設備	機能訓練室・浴室等の設備・日常動作訓練室・静養室

### 3. 事業所の責任者

管理者の氏名	森 雅哉
兼務する業務・事業所	生活相談員

### 4. 通常の事業実施地域

地域	神戸市垂水区、西区、須磨区
----	---------------

\*上記地域内では、交通費はサービス利用料金に含まれます。

## 5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援状態にある利用者に対して適正な介護予防通所介護の提供を行うことにより、要支援状態の利用者及びその家族が安心して日常生活を営むことができることを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要支援状態の利用者に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を提供します。</li> <li>2. 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。</li> <li>3. 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</li> <li>4. 地域福祉向上のため、関係市町、地域包括支援センター、介護予防居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉機関と密接に連携します。</li> </ol>

## 6. 従業員

職 種	職 務 内 容	人 員
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。</li> <li>2. 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤1人
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用申込にかかわる調整を行います。</li> <li>2. 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護予防通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い同意を得て交付します。</li> <li>3. 介護予防通所サービスの実施状況を把握し、必要に応じ介護予防通所介護計画の変更を行います。</li> </ol>	常勤1人以上
看護職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康チェックを行います。</li> <li>2. 利用者の病状により必要な措置を行います。</li> <li>3. 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</li> </ol>	非常勤1人以上 (機能訓練指導員と兼務)
介護職員	介護予防通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護を行います。	常勤1人以上 非常勤1人以上
機能訓練指導員	介護予防通所介護計画に基づき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができる機能訓練を行います。	非常勤1人以上 (看護職員と兼務)
事務職員	必要な事務を行います。	非常勤1人以上

## 7. 提供するサービス内容

介護予防通所サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すサービスです。

## 8. 提供するサービスの利用料

(1) 要綱の適用を受けるサービス（利用料1割～3割が自己負担）

1単位を10.54円として算定します（神戸市内に所在する事業所）。

### 【基本部分】

要支援等区分	金額	要支援等区分	金額
事業対象者 要支援1	18,950円	要支援2	週1回程度 18,950円 週2回程度 38,165円

### 【加算】

（要件を満たす場合）上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

項目	金額
サービス提供体制強化加算 （事業対象者・要支援1）	(I) 週1回 9,277円
サービス提供体制強化加算 （要支援2）	(I) / 2 週1回 9,277円
	(I) / 2 週2回 1,855円
科学的介護推進体制加算	4,211円
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	基本部分・加算・減算の合計の9.2%

### 【減算】

要件に該当する場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

項目	内容・金額
定員超過	基本部分の30%
看護・介護職員配置欠如	基本部分の30%
同一建物減算	事業対象者・要支援1 3,963円
	要支援2 7,926円

\*（事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの区役所に第1号事業支給費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(2) その他の費用（全額自己負担）

- ① 昼食代 740円、おやつ代 150円
- ② 当施設のおむつを使用した場合、おむつ 150円、パット 30円
- ③ レクリエーションにかかる費用 実費

④ (該当があれば) 地域外のサービスを提供する場合の交通費

- 1) 片道 5 k m 未満 220 円 (税込)
- 2) 片道 5 k m ~ 10 k m 未満 440 円 (税込)
- 3) 片道 10 k m 以上、5 k m ごとに 220 円 (税込) 加算

※その他の費用を改定する際には、1 か月以上前に利用者又はその家族に文書で連絡します。

(3) 支払方法

- ① 兵庫六甲農業協同組合からの自動振替  
(翌月 20 日振替) 確認
- ② リコーリース (株) により金融機関口座からの自動振替  
(翌月 27 日振替) 確認

※ご利用できる金融機関：口座振替申込書表紙裏面を参照ください

9. 相談窓口

事業所相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 森 雅哉</li> <li style="padding-left: 20px;">TEL 078-704-3860</li> <li style="padding-left: 20px;">FAX 078-704-3862</li> <li style="padding-left: 20px;">苦情受付時間 午前8時～午後5時 (月～金曜日)</li> <li>・ 苦情解決責任者 井上 泰考</li> <li style="padding-left: 20px;">TEL 078-950-9223</li> <li style="padding-left: 20px;">FAX 078-950-9236</li> </ul>
第三者委員	ソーシャルサポート灯合同会社 向井 洋江 〒669-1316 三田市上井沢44-1 ウェルネットさんだビル2階 TEL 079-550-9051 FAX 079-550-9052

※ 相談箱を「オアシス向陽 デイサービスセンター」カウンター横に設置しています。

【外部の苦情相談窓口】

- (1) 神戸市福祉局 監査指導部  
電話 078-322-6326  
受付時間 平日 8:45~12:00, 13:00~17:30
- (2) 兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)  
電話 078-332-5617 受付時間 平日 8:45~17:15
- (3) 神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)  
電話 078-371-1221 受付時間 平日 9:00~17:00

10. 秘密の保持

利用者又はその家族の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

なお、個人情報の範囲については、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとしします。

### 1 1. 記録の保管

当事業所は、サービス提供に関する記録（提供した具体的なサービス内容等の記録を含む）を整備し、その完結の日から5年間保存します。

### 1 2. 緊急時の対応

サービスの提供による事故発生や体調悪化等の緊急時には、速やかに利用者の家族や主治医、協力医療機関等へ連絡を行い、必要な措置を講じます。また、必要な場合は、担当のあんしんすこやかセンター及び市へ報告をします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
	診療科	
緊急連絡先	契約の概要	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

### 1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護虐待の防止のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	神戸地域事業部 部長 井上 泰考
虐待防止に関する担当者	管理者：森 雅哉

(2) 成年後見制度の利用を支援しています。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、従業員に周知を図ります。

### 1 4. 身体的拘束等の禁止及び適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

上記の理由で身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 15. 感染症対策の強化について

感染症の予防、発生及びまん延を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施し、従業員に周知を図ります。

#### 16. 業務継続に向けた取組の強化について

感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練を実施し、従業員に周知を図ります。

#### 17. ハラスメント対策について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントによって従業員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

#### 18. 当事業所は、暴力団の影響及び支配を受けない運営を行います。

#### 19. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、関係医療機関、居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 20. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、その損害を賠償いたします。当事業所は事業活動賠償責任保険に加入しています。

なお、賠償責任保険にかかる内容については、当事業所までお問い合わせください。

#### 21. 留意事項

サービス提供契約の実施以外の営利行為や宗教勧誘をいたしません。

以上、通所介護事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

(乙) 当事業者は、甲1に対する介護予防通所サービスの提供開始に当たり、

甲1

甲2

に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(乙) 所在地 兵庫県伊丹市中央4丁目5番6号  
事業者 名 称 社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会  
代表者名 理事長 田中 智巳 印

所在地 兵庫県神戸市垂水区向陽3丁目1-27  
事業所 名 称 オアシス向陽 デイサービスセンター  
説明者

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所   
氏名  印

(甲2) 連帯保証人  
住所   
氏名  印